

2024年度

津山卓球協会

会則および細則

津山卓球協会会則

第1条 (名称)

本会は津山卓球協会と称する。

第2条 (目的)

本会は卓球の普及発達並びに、その統一を図り卓球競技の健全なる発展を図る。

第3条 (事業)

本会は前条の目的達成の為、以下の事業を行う。

- 1) 日本卓球協会加盟団体、その他各種体育団体との連絡。
- 2) 競技会、講習会の開催。
- 3) 競技並びに技術向上の研究指導、並びに奨励。
- 4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 (事務局)

本会事務局は〒708-0004 岡山県津山市山北 500 岡山県美作高等学校におく。

第5条 (組織)

本会は卓球競技を行うアマチュア団体、及び愛好者をもって組織する。

第6条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- 1) 会長 1名 ・ 副会長若干名 ・ 理事長 1名 ・ 副理事長若干名 ・ 常任理事若干名
理事若干名 ・ 会計 2名 ・ 監事 2名
- 2) 理事は各加盟団体より 1名選出された代表者とする。さらに会長または常任理事会は必要に応じて、各加盟団体代表者以外から理事を委嘱することができる。
- 3) 名誉会長・名誉副会長・顧問・参与をおくことができる。
- 4) 事務局員を会務の円滑を図る為、おくことができる。
- 5) 会長は必要に応じて、常任理事会の承認を得て会長代行を委嘱することができる。

第7条 (役員を選出)

- 1) 役員は選考委員会が選考し、常任理事会の推薦を受け、総会の承認を得て選出される。
選考委員は会長が委嘱する。(若干名)
- 2) 名誉会長・名誉副会長・顧問・参与は常任理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 3) 事務局員は会長または常任理事会が推薦し、会長が委嘱する。

第8条 (役員の仕事)

- 1) 会長はこの会を代表し会務を統括する。

- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3) 理事長は会長の指示を受け業務の運営、会務を執行する。
- 4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5) 常任理事は常任理事会、理事会を構成する。
- 6) 理事は理事会を構成する。
- 7) 会計は本会の会計を処理する。
- 8) 事務局員は主として庶務を補助する。
- 9) 監事は会計を監査し、常任理事会、総会に報告する。
- 10) 顧問、参与は会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べるができる。

第9条 (役員任期)

役員任期は1年とする。但し留任を妨げない。

- 1) 役員に欠員ある時は常任理事会に諮って補充することができる。
- 2) 補充された役員任期は前任者の残り期間とする。

第10条 (総会)

総会は役員、加盟団体の構成員をもって構成し、次の事項を審議する。

- 1) 収支決算書
- 2) 事業計画 (事業報告・事業予定)
- 3) 決算の承認
- 4) 会則の改廃
- 5) その他
- 6) 総会の議長、副議長は会長が委嘱する。総会の運営を司る。
- 7) 定例総会は毎年3月に会長が召集する。臨時総会は必要に応じて開くことができる。
- 8) 緊急を要する場合、会長は常任理事会で議案の決定をし、総会構成員に事の履行前に決定事項の連絡をすることで、総会の決定とすることができる。

第11条 (会議)

会議は規定人数の1/2以上の出席で会議は成立する。

- 1) 理事会は必要に応じて会長が召集する。構成は役員とする。必要に応じて会長が前記以外の者の出席を認めることができる。会務、運営、その他の審議にあたる。
- 2) 常任理事会は必要に応じて会長が召集し、会務、運営その他の審議にあたる。構成は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・事務局員とする。必要に応じて会長が前記以外の者の出席を認めることができる。
- 3) 緊急を要する場合、会長は三役会を招集することができる。三役会は会長・副会長・理事長・副理事長・会計および会長の委嘱する者で会議を決定をし、各常任理事に事の履行前に決定事項の連絡をする。

第12条（議決権）

- 1) 会議の議事は、出席の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決する。総会では議長がこれを決する。

第13条（経費）

- 1) 本会の経費は、加盟登録料・参加料・寄付金・その他をもってあてる。
- 2) 加盟登録料・参加料は毎年総会で決定する。

第14条（会計年度）

- 1) 本会の会計年度は4月1日～翌3月31日とする。

第15条（監査）

- 1) 監事は年1回以上、会計を監査し常任理事会、総会に報告する。

第16条（除名）

- 1) 本会の加盟団体、個人で本会の名誉を著しく損なう行為のある時は、常任理事会の審議を経て理事会の審議により退会させることができる。

第17条（細則）

- 1) 本会会則施行に関して必要細則は別に定める。

第18条（会則の改正）

- 1) 本会会則の改正は総会の承認を必要とする。
- 2) 細則は常任理事会の議を経て変更することができる。但し、加盟団体に速やかに文書で伝達する。

第19条（会則施行実施）

- 1) 本会則は昭和38年3月7日より施行する。
- 2) 本会則は平成17年4月1日より施行する。
- 3) 本会則は平成18年4月1日より施行する。
- 4) 平成19年4月1日 総会の承認を経て一部改正
- 5) 平成20年4月1日 総会の承認を経て一部改正
- 6) 平成25年4月1日 総会の承認を経て一部改正
- 7) 平成28年4月1日 総会の承認を経て一部改正

2024 年 度 細 則

第1条 チーム登録

- 1) 美作地区の事業所、クラブ、高校又は中学校で4人以上のこと。
- 2) 継続しての登録（年間登録）は年度初めの所定の期日までに、それ以外は大会参加申込日までに登録すること。
- 3) 協会 Web ページから所定の用紙に所定の項目を記入し、協会事務局宛に送付のこと。
(Fax は可、電話申込は受け付けない)
- 4) チームの改名は協会事務局に届け出ることにより許可される。ただし、その際に登録選手の移籍・変更があってはならない。登録選手の移籍変更がない場合は津山卓球協会加盟団体リーグの部位は継承されるものとする。
- 5) チームが解散・分解した場合には、速やかにその旨を協会事務局に届け出ること。なお、その際作られた新しいチームは、いかなる理由であっても津山卓球協会加盟団体リーグにおいて、最下部リーグからの出場となる。
- 6) チームの名称は、公序良俗のもと津山卓球協会の風評を著しく下落させないものであれば自由に認められる。またその構成選手については、正規の選手登録が行える場合はチーム名称と選手との社会通念上の差異があっても認められるものとする。
- 7) 上記1)～6)の規定を満たさないチームについては常任理事会の審議を経て認めることができる。

第2条 選手登録

- 1) 美作地区に現在、過去に在住、在学、勤務経験のある者とする。
- 2) 勤務については、主たる事業所またはその支所が美作地区にあること。また、現在美作地区外に勤務の場合は、地区内勤務経験時に最低1大会以上津山卓球協会に選手登録していた者とする。
- 3) 追加登録は大会申込期日までに申込み、年間登録費を大会当日までに納入すること。
- 4) 年度内の移籍は原則として認めない。但し、後期加盟団体リーグに限って高校3年生が次年度登録予定チームへの移籍はその限りでない。
- 5) 中学生がクラブチームにも所属している場合、これを2重登録とせず、出場を許可する。ただし、中学校名で出場する場合にはクラブチーム名を、クラブチームで出場する場合は中学校名を氏名欄または備考欄に追記すること。
- 6) 上記1)～5)の規定を満たさない者については常任理事会の審議を経て認めることができる。

第3条 大会申込

- 1) 必ず申込期日までに協会 Web ページから、協会事務局宛に ~~Fax、e-mail~~で申し込むこと。なお、~~事務処理の関係から、協会 Web ページのフォームを使い、e-mail~~での申し込みが望ましい。

- 2) 団体戦の場合、複数のチーム申込をすることができる。
- 3) 津山オープン卓球大会および大桑修杯小学生卓球大会については、エントリー金を申込期日までに所定の郵便振込口座に入金すること。これは、津山卓球協会加盟団体からのエントリー金も同様とする。
- 4) エントリーまたはエントリー金送金に発生する通信費または手数料は申込者の負担とする。

第4条 加盟登録料・大会参加料

- 1) 総会で決定する。
- 2) 加盟登録料は登録チームでその年度の初めて参加する大会の競技開始までに納入のこと。また、追加登録者についてはその年度の初めて参加する大会競技開始までに納入のこと。
- 3) 大会参加料は大会ごとに競技開始までに納入のこと。
- 4) 既納の加盟登録料・参加料は返金しない。
- 5) 大会申込期日後の取り消し、大会当日の棄権、又は失格の場合も所定の費用を納入のこと。

第5条 大会通知

- 1) 次年度スケジュールは前年度末までに決定し、総会で年間要項を配布する。総会に参加していないチームに対しての配布および大会ごとの配布は原則として行わない。ただし、高校、中学校はそれぞれの代表者が総会に参加することで一括し、年間要項を送付することもできる。
- 2) スケジュールや要項などについては、津山卓球協会 Web ページにも掲載し、利用することができる。

第6条 加盟登録チームの権利・義務

- 1) 津山卓球協会から正規に認められ所属するチームは、津山卓球協会の主催する全ての大会に参加する権利を有する。
- 2) 津山卓球協会に所属するチームは、津山卓球協会の運営方針・大会運営およびその業務に協力する義務を有する。
- 3) 津山卓球協会に所属するチームから代表1名が津山卓球協会の理事になる権利を有すると共に、最低1名は理事を供出する義務を有す。
- 4) 津山卓球協会に所属するチームから供出された理事は、津山卓球協会の運営、大会運営などに疑義を申し立てる権利を有する。
- 5) 津山卓球協会に所属するチームは、津山スポーツ体育協会の指示により津山スポーツ協会など協力団体の活動に参加する義務を有する。
- 6) 上記1)～5)に該当しない権利・義務については、常任理事会の審議を経て認めることができる。

第7条 津山卓球協会主催大会

[以下、a 大会名 b 競技種目 c 競技方法 d 参加資格 e 表彰を示す f 備考]

- 1) a 美作地区加盟団体前期（6月）・後期（2月または3月）リーグ戦大会
 - b 一般男女団体 1 複 4 単(SSDSS) リーグ戦。4～6名で構成。
 - c 参加チーム数により 1～6部に分ける。3点先取。11本5ゲームスマッチ。
 - d 津山卓球協会加盟登録団体 女性1名と男性（男性の年齢は問わず）によるチーム編成を許可する。ただし、この混成チームは男子団体に出場するものとする。男女の混成を認めない
 - e 表彰 各部共、1位 2位 3位 （ただし、最下部リーグにおいては男女のバランスを考慮して2位までの場合がある）
 - f リーグの入れ替えは下記の入替要項を原則とし、前期大会は後期大会へ、後期大会は前期大会へ反映される。原則以外に入れ替えに関しては、常任理事会で審議し、承認することもある。
 - ①リーグ最下位は下部リーグに降格、リーグ最上位は上部リーグに昇格する。
 - ②新規加盟チーム（複数登録の場合は新たに登録された下位チーム）は、男女それぞれの最下位リーグからの参戦とする。
 - ③大会を棄権した場合、自動的に下位リーグに降格する。
 - ④③の場合、①の昇格を含め、上部リーグの棄権したチーム数と同数のチームが下部リーグから昇格する。
 - ⑤ただし、③のうち前大会で1部1位のチームについては、次回1大会に限り最下位として1部に残留できるものとする。
 - ⑥一加盟団体より複数のチームが出場する場合、次の要領に従いエントリーする。
 - (1) 強者チーム順に登録する場合
加盟団体名に、アルファベットABC…を付加しエントリーする。この場合、リーグ戦の結果、チームの戦績が逆転した場合があっても、次回大会におけるリーグ順位はアルファベットの若いチームを振り分けるものとする。したがって、上位に位置づけたチーム（アルファベットの若いチーム）の棄権はあり得ない。

一般男子団体のチーム編成に1名に限り女性を含めることができる。
※女性1名と男性（男性の年齢を問わず）によるチーム編成を許可する。
ただし、この混成チームは男子団体に出場するものとする。（大会要項より）
- 2) a 美作地区団体総合卓球選手権大会（4月）
 - b 一般男女団体 1 複 4 単(SSDSS) 予選リーグ後決勝トーナメント
 - c 参加チーム数により 3チーム～4チームを原則として予選リーグ戦を行い、その結果による決勝トーナメント。3点先取。11本5ゲームスマッチ。
 - d 津山卓球協会加盟登録団体
 - e 表彰 1位 2位 3位×2

f 一般男子団体のチーム編成に1名に限り女性を含めることができる。

※女性1名と男性（男性の年齢を問わず）によるチーム編成を許可する。

ただし、この混成チームは男子団体に出場するものとする。（大会要項より）

3) a 美作地区津山市長杯争奪卓球選手権大会

b 一般男女シングルス、カデット男女シングルス、40歳以上男女シングルス、65歳以上男女シングルス、初心者シングルス（男女混合）

c 3～4名の予選リーグ後、決勝トーナメント。11本5ゲームスマッチ。

一般男女・・・一般・高校・中学3年。中学2年以下で一般の部出場希望の者
カデット男女・・・中学2年以下

40歳以上男女・・・40歳以上（翌年4月1日現在の満年齢とする）

65歳以上男女・・・65歳以上（翌年4月1日現在の満年齢とする）

初心者・・・男女混合シングルス。初心者かどうかは自己申告による。

d 加盟登録選手 及び常任理事会で承認した者

e 表彰 1位 2位 3位×2

f 全ての種目において、他種目との重複出場はできない。

初心者シングルスについては以下の出場資格を追記する。

※初心者であるかどうかの判断は自己申告による。

※昨年度以前の大会で第1位の選手はこの部に出場することはできない。

※今大会で第1位の選手は次年度以降、この部に出場することはできない。

※中学生・高校生は初心者であっても、この種目に出場できない。

4) a 美作地区ダブルス卓球選手権大会

b 一般男女ダブルス、混合ダブルス、合計130歳以上男女ダブルス、初心者ダブルス、カデット男女ダブルス

c 3～4組を基準とする予選リーグおよび予選1位による決勝トーナメント。（ただし混合ダブルスはトーナメントのみ） 11本5ゲームスマッチ。

一般男女・・・一般・高校・中学3年。中学2年以下で一般の部出場希望の者（カデットの部と重複出場はできない）。なおペアの組み方は所属チームに限定しない。

混合・・・一般・高校・中学3年・中学2年以下で混合の部出場希望の者（カデットの部および初心者の部と重複出場はできない）。

合計130歳以上・・・年齢の合計が130歳以上のペア。混合ダブルスへの重複出場を認める

カデット男女・・・中学2年以下（ペアの組み方所属チームに限定しない）

初心者・・・男女混合。一般男女ダブルス・カデット男女ダブルス・混合ダブルスとの重複出場はできない。

d 加盟登録選手 及び常任理事会で承認した者

e 表彰 1位 2位 3位×2

f 初心者ダブルスについては以下の出場資格を追記する。

※初心者であるかどうかの判断は自己申告による。

※昨年度以前の大会で第1位の2選手はこの部に出場することはできない。

※今大会で第1位の2選手は次年度以降、この部に出場することはできない。

※中学校2年生以下はカデットの部に出場するのが望ましい。

5) a 美作地区小学生卓球大会

b 小学生男女シングルス

c 予選リーグ後決勝トーナメント。人数によっては予選リーグ後決勝リーグ。

d 美作地区の小学生以下

e 表彰 1位 2位 3位×2 (リーグ戦で4位が確定していても3位で表彰)

――― 以下、津山体育協会に選手登録していなくても出場できる (オープン) 大会 ―――

6) a 津山オープン卓球選手権大会

b 男女団体、男女一般シングルス、男女50歳以上シングルス、男女60歳以上シングルス、男女70歳以上シングルス

c 男女団体・・・予選リーグ1複2単 (4名で構成。1A-シングルス 2BC-ダブルス 3D-シングルス)。3～4チームの予選リーグ後、予選1位・2位による決勝トーナメント。

11本5ゲームスマッチ。2点先取。決勝トーナメント1複4単。ただし、試合進行状況によっては1複2単を継続または4シングル先行などの進行促進の措置をする場合がある。

男子、女子の混合チームは原則として認めないが、編成上、やむを得ない場合は男子チームに女子1名のみ参加までは認める。

男女一般シングルス・・・11本5ゲームスマッチ。3～4人の予選リーグ後、予選1位による決勝トーナメント。

男女年代別 (50歳以上、60歳以上、70歳以上) シングルス・・・11本5ゲームスマッチ。3～4人の予選リーグ後、予選1・2位による決勝トーナメント。ただし、人数によってはリーグ戦形式のみで試合を行う場合がある。

d 男女団体および男女一般シングルスにおいては資格は問わない。(津山卓球協会加盟登録不必要)

男女年代別 (50歳以上、60歳以上、70歳以上) については、翌年4月1日現在の満年齢による。

e 表彰 1位 2位 3位×2

f 卓球メーカーまたは業者が売店の出店を申し出る場合があるが、会場体育館の使用規定の範囲内であれば常任理事会の承認を経て認めることができる。

7) a 大桑修杯小学生卓球選手権大会

b ホープス男女シングルス、カブ男女シングルス、バンビ男女シングルス

c 4～5人の予選リーグ後、予選1位・2位による決勝トーナメント。

d 小学生であれば資格は問わない。（津山卓球協会加盟登録不必要）

ただし、ホープスの部（小学5～6年生）、カブの部（小学3～4年生）、バンビの部（小学2年生以下）とし、現在学年より上の学年の部への出場は許可する。

e 表彰 1位 2位 3位×2

f 卓球メーカーまたは業者が売店の出店を申し出る場合があるが、会場体育館の使用規定の範囲内であれば常任理事会の承認を経て認めることができる。

第8条 審判

- 1) 日本卓球ルールによる
- 2) 各チーム交互に審判をとる。対戦相手を確認し、試合終了後ポイント数まで記入し速やかに大会本部に提出する。（リーグ戦同点の場合順位決定に必要）
- 3) 個人戦の場合は勝者又は敗者が審判する。

第9条 失格

- 1) 参加資格のない選手の出場があった場合、個人、又は所属チームの失格とする。
- 2) 団体戦で3人以下ではエントリーできない。ただしエントリー後、試合当日急な事由で1名が欠席した場合のみ、予選リーグにおいて1番を棄権とするオープン参加（チーム順位が上位であっても決勝トーナメントには出場できない）を認める。
- 3) 団体戦において、エントリーされた選手以外の選手が出場した場合は失格とする。ただし、正当な事由があり、事前にエントリー選手変更が協会でも認められた場合を除く。
- 4) 大会役員の注意、制止にかかわらず、選手又はそのチームの応援者が運営を妨げる場合は、当日出席の大会役員の協議を経て個人又は所属するチームを失格又は退場とする。
- 5) 競技開始時刻を過ぎても選手に欠員ある時は失格とする。

第10条 選手変更

- 1) 団体戦において、エントリーしていた選手の急な疾病・怪我などで出場者が3名以下となった場合、同一加盟団体でその大会にエントリーしていなかった選手であれば、選手交代を認め、出場することができる。ただし、オープン大会の場合は、エントリーしていなければ同一加盟団体でなくても可とする。
- 2) 大会にすでにエントリーされていた選手の、チーム間の移動、選手変更は認めない。（例：Aチームに欠員が出たがBチームに5人以上エントリーしてした場合のAチームへの移動は認めない。また、AチームにエントリーしていたX選手とBチームにエントリーされていたY選手の交換は認めない。）
- 3) 正当な事由があり、常任理事会が選手変更を認める場合がある。

第11条 大会運営

- 1) 各チームは大会の運営、特に進行の円滑に積極的に協力する。

- 2) 会則、細則に規定した以外の大会運営事項は大会当日出席した大会役員の協議により決定する。

第12条 大会役員

- 1) 常任理事会の構成員とし、その他、大会役員として記名した者及び常任理事会が必要と認めた者。

第13条 その他

- 1) 出場者は安全管理に注意し事故、負傷のないように十分に気を付けること
- 2) 事故・負傷について協会は責任をもたない。
- 3) 出場者及び関係者は体育館、学校等会場の管理者の指示に従うこと。
- 4) 火災・盗難については各自十分に気を付けること
- 5) 協会所有・管理の財産を毀損、紛失の場合、個人又はそのチームが弁償する。
- 6) 出場選手又は応援者の過失、故意の行為により、会場等第三者の財産を毀損・紛失の場合、その所属チーム又は当事者が責任を取ること。
- 7) 選手は所定の服装、ゼッケンをつけること。

第14条 大会役員の義務

- 1) 大会役員は大会の運営に積極的に協力すること。
- 2) 特に大会終了後の管理に協力すること。
- 3) 会場設営に関して事故のないように注意をはらうこと。

附1 加盟登録料・参加料

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1) 加盟登録料一人につき | | ¥1,000 |
| 高校生以下のチーム・個人は無料（一般と混成チームの場合、学年または年齢の申告があれば無料とするが、無申告の場合は一般登録料とする） | | |
| 2) 参加料 | | |
| ①加盟リーグ | 1チーム | ¥4,000 |
| ②団体総合 | 1チーム | ¥4,000 |
| ③市長杯 | 一般1人 | ¥1,200 |
| | | <u>(参加費1,000円+冷房費200円)</u> |
| | 高校生以下1人 | <u>¥600</u> |
| | | <u>(参加費500円+冷房費100円)</u> |
| ④ダブルス | 一般1ペア | ¥1,200 |
| | 高校生以下1ペア | ¥600 |
| ⑤津山オープン | 団体1チーム | ¥5,000 |
| | 高校生以下1チーム | ¥4,000 |

| | | |
|--------|---------|--------|
| | シングルス1人 | ¥1,200 |
| ⑥大桑修杯 | シングルス1人 | ¥700 |
| ⑦小学生大会 | シングルス1人 | ¥500 |

附2 慶弔規定

1) 全国大会出場者に対する激励金

津山卓球協会に加盟している団体より、予選を経て、「中学校体育連盟主催」「高等学校体育連盟主催」「日本卓球協会主催」の全国大会に出場する場合、以下の書類の提出で激励金を提供することができる。

- ① 予選大会の記録（予選を通過し、全国大会出場権を得たことがわかる記録）
- ② 全国大会の要項

以上を加盟団体の代表者が協会へ提出し、常任理事会で承認された場合、次の津山卓球協会主催大会開会式で、参加者に披露しながら激励金の贈呈を行うことができる。

2) 役員および役員家族の訃報について

津山卓球協会の役員本人およびその家族の訃報があった場合は、以下の規定により津山卓球協会からの弔慰を示す。

①（ご本人の場合）

- ・副会長以上（会長・副会長・顧問ほか）香典2万円＋生花1対（2基）＋弔電
- ・他役員（理事を除く役員）香典1万円＋生花1対（2基）＋弔電

②（実父母および同居の義父母の場合）

- ・役員（理事を除く全ての役員）香典5千円＋生花1基＋弔電

③（その他）

- ・同居の子供の場合 香典5千円＋弔電
- ・同居の兄弟の場合 香典5千円＋弔電